

平成 26 年 2 月徒歩例会

《銀山城に登る》



備陽史探訪の会

中世史部会

2014 年 2 月 23 日

講師 木下和司

【徒歩例会探訪コース】

① 9 : 0 0

J A福山津之郷支所前

② 9 : 1 0 ～ 9 : 3 0

如意山田辺寺（でんぺんじ）

③ 9 : 4 5 ～ 1 0 : 1 5

惣堂社・御殿畑

④ 1 1 : 3 0 ～ 1 2 : 3 0

銀山城見学

昼食

⑤ 1 4 : 0 0 ～ 1 4 : 3 0

大鏡山三寶寺

⑥ 1 4 : 5 0 ～ 1 5 : 0 0

山手一里塚（山手江良バス停すぐ）

● 1 5 時頃、バス停・山手江良付近で解散します。

福山駅よりバスでお越しの方は、1 5 時 1 0 分過ぎに福山駅行きのバスが来ます。

J A福山津之郷行きのバスは、1 5 時頃、山手江良に到着予定です。

山手銀山城とその周辺を歩く

1 近世地誌から見た杉原氏と山手銀山城

●『檀上本 備後古城記』（抜粋）

沼隈郡

山手

源姓

杉原伯耆守

神辺城主山名近江入道家老

同備前守

同播磨守盛重

高須 古志三郎左衛門尉源景勝

杉原河内守源元可

高須筑後守元士 関臺又松尾山共云

同彦右衛門元忠 同所、子孫高須村ニ住ス

●『水野記 卷十二』（抜粋）

【備後沼隈郡社寺】

山手村

真言宗萱野山龍藏寺 本尊千手觀音

古来寺領五拾貫、杉原盛重代迄有寺領、其後元康没収之、故

廢、至寛永六年觀音堂仁王堂殘

禪宗大鐘山三宝寺 夷山獄和尚建立之、本尊釈迦如来

寺領百貫、杉原盛重累代寄附之、其後元康没収之、

一向宗照円寺

寺領十五貫、其後元康没収之、末寺等破壊

八幡宮 一社

中興杉原盛重建立、社領十五貫寄進、其後毛利元康移居
深津村之時奉勸請于蔀山、然トモ不應神慮故又奉還御于
本之地、元康新築城於深津村遠々地山、

江分村

大明神 一社 古来社領五貫、天神 一社 同六貫

山本之神 一社 同貳貫五百、巖島大明神 同五貫

右四社領杉原盛重及毛利家有寄附、其後毛利家被削備後之時、
社領共没収之

赤坂村

八幡宮 一社

天正二年杉原盛重再興有棟札、寺領拾八貫毛利家没収之、
小原村、早戸村、加屋村、津野鄉村、赤坂村等之

津野鄉村

真言宗如意山觀音院田辺寺 本尊阿弥陀如来本堂觀音

但 古来寺領壹貫八百、明応八年自光貫授此地於長谷川雅樂助、
被没収社領、從是到天正十三年為無縁之地、時同年十二月十三
日義昭將軍出奔、発京都到備後移津野鄉村之時、翌十四年寄寺
領八貫五百、其後豊臣秀吉領此地二年也、又毛利家領此地而没
収寺領也、

●その他の資料

・「高須長左衛門盛英家系図」（寛保元年五月書出）には、杉原光平の孫・四郎忠綱の注記に「山手方」とある（図1参照）。

2 山手銀山城主の系譜について

杉原氏が山手銀山城主であったことを示す一次史料は確認されていない。しかしながら、原本が近世初頭に成立したと考えられる『備後古城記』の山手村の項には、「源姓・杉原伯耆守 山名近江入道家老、同備前守、同播磨守盛重」と書き上げられており、山手銀山城の城主は杉原氏であったと推定される。同じく近世初頭の成立と考えられる『水野記』の山手村、郷分村、赤坂村、津野郷村の寺社に対する所領の寄進者は、杉原盛重となっており、銀山城山麓が戦国時代の末期には杉原氏の所領であったことも確認される。

ここで問題となるのは、山手銀山城主として杉原伯耆守が挙げられていることである。杉原伯耆守は杉原家惣領の官途であることから、山手銀山城が杉原惣領家の居城であった可能性が出てくる。杉原伯耆守に関する『備後古城記』の記述がある程度の信頼性を有していたことは、伯耆守の付記である「源姓」や「山名近江入道家老」という記述の信頼性からも推定される。まず、山名近江守とは、有名な備後守護山名宗全の同族・犬橋近江守満泰のことであり、『満濟准后日記』によって永享年間に備後守護代であったことが確認できる。また、杉原氏は伊勢平氏の一族であるが、室町時代には「源姓」を名乗っていた可能性がある。このことは、以下の杉原氏の同族である大和氏の史料により推測される。

●【史料①】「大和理政讓状」

（「平成十八年度古典籍展観大入礼会」一〇二七号）

譲与 大和平三持邦

右、御護三種等持院殿御口伝之御証文等相副所口伝任実也、為子孫之後証之三種相伝之状如件、

応永三十二年二月廿三日

御父足利大和入道理政（花押）

（裏書）

任此旨可有御領賞之状如件、

（足利義持）

菩薩戒弟子（花押）

この史料により大和氏は、足利將軍家から足利姓を名乗ることを許されており、「源姓」を称していたと考えられる。従って同族である杉原氏も「源姓」を名乗っていた可能性がある。また、江戸時代後期に高須盛英が書出した杉原氏系図には、杉原惣領家に属した杉原四郎忠綱の注記として「山手方」と書かれており（図1参照）、杉原惣領家の居城が山手銀山城であった可能性を示唆している。

以上から『備後古城記』の記述にある程度の信頼性を置けると考えられ、杉原惣領家が銀山城主であった可能性も高いと考えられる。この推論を補強するのが、福山市北吉津町の胎藏寺釈迦如来の胎内経に書かれていた「奉納 日本国備後州深津郡梶原保常興禪寺」という記述であり、杉原氏の本領である杉原保が深津郡の備後本庄付近にあったことを示している。地理的な観点から杉原保が備後本庄付近に存在したとすると、銀山城は杉原保の詰城の位置にあり、杉原惣領家の居城に相応しいと推測される。しかしここで問題となるのは、山手銀山城が杉原惣領家の居城ではなく、南北長期に活躍した杉原為平の系統（以下、為平系山手杉原氏と呼ぶ）の杉原氏の居城とされていることである。江戸時代後期に木梨恒通の書き出した「杉原氏系図」（図2

参照)によれば、山手杉原氏は為平、光信、光恒、光貞、匡信、理興、

盛重と続く。為平から光貞までは『尊卑文脈』や『系図纂要』にも記載があり、ある程度の信頼性があると思われる。しかしながら光貞と匡信の関係には問題がある。『系図纂要』の光貞の付記には「九州於いて討死」とあり、永享年間(一四二九〜四一)の大内氏と大友氏の筑前国を廻る合戦で討死したと考えられる。『満濟准皇日記』永享四年九月三日の条に「山名来。備後杉原跡事雖為闕如、依知行被闕(之)候由被仰出」とあるので、光貞の討死は永享四(一四三二)年と考えられる。理興については、天文年間(一五三二〜五五)に現れる杉原豊後守を誤って、後世に理興にあてたと考えられる。ここで問題になるのは、光貞から杉原豊後守までに百年の時間があり、少なくともその間に三代は存在するはずであるが、系図上は匡信の一代となっている。また、匡信については『萩藩閥閥録』の「杉原与三右衛門書出し」に「備後国沼隈郡山手城主」と書かれており、このことが匡信系の杉原氏が山手銀山城主と考えられる根拠になっている。しかしながら、匡信については、その実在を示す一次史料は確認されず、前述したように光貞の後継者とするには世代的な隔たりもあり、匡信以降の山手杉原氏の系図は、後世に付け足された可能性が高いと思われる。奉公衆四番に属した杉原氏の惣領(四番衆惣領と呼び、杉原氏一族の惣領である杉原惣領家と区別する)は、文明から明応年間に現れる杉原下総守盛平の系統と考えられる。この系統は、仮名を○太郎、官途は太郎左衛門尉、受領として下総守を名乗ったと想定される。以下、盛平の系統を「杉原下総守家」と呼ぶことにする。為平系の杉原氏も奉公衆四番に属しており、独立性を有しながらも四番衆惣領である下総守家に従属していたと考えられる。このため、永享四年の杉原光貞の討死により、為平の系統が断絶した後、その所領を相続したのは四番衆惣領であった下総守家の可能性が高い。この推論を裏付ける史料

を以下に挙げる。

●【史料②】「足利義持御判御教書」(『広島県史 四・中世』)

(足利義持)ノ

(花押)

備後国木梨庄地頭職半分、伊多岐社地頭職半分、杉原保内知行分残郷地頭職半分、并福田浜田事、当知行の旨に任せ、杉原文太郎光貞同一族等領掌相違あるべからざるの状件の如し、

応永三十年十二月廿三日

●【史料③】足利義材御判御行書写(『小早川家文書』)

元来写也

御判 「義材 後義尹、又義植」

備中國々衙 広橋家本役有之 田村越後入道跡・倉光次郎跡・越前国志都部郷長井太郎知行・備中国浅口 細川民部少輔知行・石見国吉賀上下領付野上下・備後国木梨庄梶原下総守同名修理亮知行并梶原三郎左衛門尉跡等事、云馳参正覚寺陣、云越中国供奉、忠節之条、為勲巧之賞、所宛行也、早吉見右馬頭義隆領掌不可有相違之状如件、

明応四年七月廿八日

●【史料④】細川澄之力書状写(『小早川家文書』)

備後國木梨庄杉原下総守知行分三原之事、為請本領、可有御知行候、對吉見右馬頭御判写進之候、然者、正税頼之事、執沙汰肝要候、萬一於無沙汰者、可改易候也、恐々謹言、

十一月一日

九郎

小早川小法師殿

杉原又太郎殿

史料②によれば、為平の系統に属する光貞は、木梨庄半分地頭指職を保持していた。これは南北朝の初期に恩賞として足利尊氏から与えられた木梨庄の地頭職を信平・為平兄弟が折半したためと推測される。史料③によれば、木梨庄を所領としていたのは、杉原下総守と杉原修理亮であったことが分かる。更に史料④から杉原下総守の所領は木梨庄内三原浦であったことが分かる。これにより木梨庄本庄は杉原修理亮に知行されていたことになる。このことから、史料②の木梨庄半分配職は、杉原下総守の知行している木梨庄内三原であったことになる。つまり、光貞の跡は四番衆惣領である下総守家に相続されていたことが分かる。この杉原下総守家が、なぜ杉原惣領家の居城であったと推測される山手銀山城を継承したのかを考えてみたい。

前述した杉原下総守家惣領の仮名から考えて、盛平の跡は永正く大永年間に現れる杉原又太郎が相続したと推測される。以下に、杉原又太郎に関する史料を挙げる。

●【史料⑤】太田垣胤朝副状『平賀家文書』

備後国之儀、可為如先々旨、屋形及度々雖申下候、山内新左衛門尉以下背下知之条、可加退治之由被申出候、就其屋形以直札被申候、宮上州・杉原又太郎方被仰合、急度一途候様御武略可為本望候、猶委細同名次郎右衛門尉可令申候、恐々謹言、

(永正三年) 十一月三日

胤朝 判

平賀藏人大夫殿

●【史料⑥】山名澄之書状『萩藩閥閥録』卷六七

急度申候、仍就幡州重而進発之儀、但州從宿老中可馳走之由申下候間、則雲州申遣候處、同心之条、因但同时可相動候、其國被閥諸弓矢之儀、此趣但州申上候、猶委細両人可申候、恐々謹言、

(大永二年) 七月十九日

澄之 判

●【史料⑦】大内義興書状『萩藩閥閥録』卷六七

雖未申通候、以次染筆候、仍宮上野介每事被相談、一味御武略肝要候、尚陶尾張守可申候、恐々謹言

(大永七年力) 七月十九日

義興 判

杉原左衛門尉殿

史料⑤は、明応八年に山名俊豊が備後から没落した後も守護である致豊の命に従わない山内直通の討伐を、備後守護代と考えられる太田垣胤朝が平賀弘保に依頼した書状である。この書状には「宮上州・杉原又太郎方被仰合、」との文言があり、山名氏の備後国に於ける武力衝突に宮上野介家と杉原下総守家が協力していたことが知れる。また、史料⑥は山名誠豊による播州攻略への協力を杉原又太郎が依頼されており、永正年間以降、杉原下総守家が備後守護・山名氏に接近していることが分かる。

次に、史料⑦は、大永七年頃、備後に南下してきた尼子氏への対応に関して、大内義興が杉原左衛門尉に宮実信への協力を依頼したものであり、永正年間以降、宮上野介家と杉原下総守家が協力関係にあったことが分かる。大永七年九月には神辺和談が成立し、山名理興が神辺城に入城したと考えられる。この時、宮実信は理興の神辺城入城に於いて中心的な役割を果たしており、実信の居城であった遍照寺山城が神辺城の北の防衛を担うことになった。また、この時、宮実信と同盟関係にあった杉原又太郎が山手銀山城主として、神辺城の西側の防衛を担ったものと推測される。では、いつの時点で杉原惣領家の居城であった山手銀山城を四番衆惣領の杉原下総守家がその手中に収めたのであろうか。明確な史料を見出しはしないが、杉原惣領家は永

正十八年三月、細川高国との対立による足利義材の没落に従っており、その後の争乱の中で滅亡したと推測される。この惣領家の没落後、備後守護・山名氏に接近していた杉原下総守家が、その跡を相続して山手銀山城主となったと推測される。

杉原又太郎について一次史料に現れるのは天文十五年の杉原豊後守であるが、官途から考えると杉原下総守家の惣領とは考えられない。つまり、大永七年から天文十五年の間に杉原下総守家が断絶して、豊後守を極官とする家系に変わったと考えられる。杉原豊後守の系統が、為平の系譜をひく光貞に、自己の家系に属していた匡信を接属して山手銀山城主の家系としたものと推測される。

では、豊後守は四番衆杉原氏の内、どの家系はどの系統に属していたのだろうか。そのヒントは江戸時代後期に山手杉原氏の直系とされる杉原定良が書き出した系図にある。為平嫡子・光胤の庶子・盛胤の子息を匡信としており、豊後守は為平系杉原氏の庶子家であったと推測される。光貞の没後、四番衆惣領・杉原下総守家の重臣となった盛胤の系統が天文年間の初めの大内・尼子の争乱を利用して下総守家を倒して、四番衆杉原氏惣領の地位を手に入れたのではないかと推測される。

3 山手銀山城の縄張り

(田口義之会長「新びんご今昔物語」より抜粋)

銀山城跡は、弘法さんの手前を東西に走る林道を弘法の水を出発点として南に張り出した稜線を一つ迂回し、さらに眼前にのしかかってくる尾根の山頂に位置する。この辺り分かりづらいが、右、左、右、左とハンドルを回せば城の「懐」の谷間に達するはずだ。

そこは東に口を開けた谷で、獣道のような山道があるはずだ。道が

あっても無くてもしやにむに西の稜線を目指して登って行く、ここで迷うと、とんでもないところに行ってしまう。とにかくコンパスを信じて西に直進することをお勧めする。稜線に出ればしめたものだ。南に歩いていくと城の「尾首」にぶつかる。堀切は余り明確に残っていないが「切岸」は5メートル以上あり、直進は無理だ。右に回って上を目指すと本丸に達する。本丸(主曲輪)は南北80メートルに達する長大な平坦地で北端には土塁が築かれ、その下が最初に取り付いた「切岸」となっている。尾根続きを遮断する堀切はやや不鮮明だが東北のなだらかな斜面は数条の「豎堀」によって防御されている。

本丸には中央部と南端に近いところに井戸の跡と考えられるくぼ地が残っている。中でも南端のものは切石で囲まれ、建物の基壇の可能性がある。また、その南端は下段の曲輪面の东北部に張り出して築かれ西と南の切岸は石垣造りとなっている。本丸の南には二段の平坦地が造営されている。二段目の曲輪(二の曲輪)の西側には六条の豎堀が築かれ、三段目の曲輪(三の曲輪)の西南は堀切を挟んで二段の小曲輪が築かれている。

本丸北端から東側に稜線が突出し、尾根上にも八段の曲輪が築かれている。この曲輪群を便宜上「東の丸」と呼ぶ。ここから本丸へは二つの通路が確認できる。主道は本丸との間に築かれた大堀切を越えて本丸の東斜面を通過して主稜線南端の三の曲輪に取り付く道で、曲輪に入るところは外柵形の形態をとっている。

東の丸の南側は帯曲輪となり長さ二〇メートルにわたって高さ最大三メートルの石垣を築いている。今は林道で破壊されてしまったが、山手の「旗谷」から上がる登城道は、最初この東の丸の南側に取り付き、さらに本丸東斜面を通過して三の曲輪に入っていたものと考えられ、

本丸と東の丸の間の谷間には5条にわたる堅堀を築いて防備を固めている。

銀山城跡の特色は、杉原氏系の縄張りの特徴と、戦国末期の山城の特徴を良く残していることである。

杉原氏系の山城の特徴は、南北方向に形成された主曲輪群に対して、直角に副曲輪群が構築され、その曲輪群の北側に「削り残し」の土塁が見られることである。杉原惣領家の居城とされる府中の八尾山城跡、木梨杉原氏の鷲尾山城跡は銀山城とほぼ同じ縄張りで、鷲尾山のみが主曲輪群から西に曲輪群が構築され、削り残しの土塁もこの部分に残っている。

地形に制約される中世の山城で、これだけ同じ縄張りが見られるのは珍しいことで、それだけこの三城には強い関連性があつたとしなければならぬ。

また、さすがに福山地方の戦国を代表する山城だけに見るべき遺構が多い。まず、石垣が周辺の山城の中では飛びぬけて立派なことである。石垣は東側の曲輪群の南面に築かれ、高さは最大で二メートルに達する。石垣は備後地方の山城では左程珍しいものではない。が、それらの石垣は、ほとんどが「土留め」の石垣で、高さ一メートル前後に過ぎず、「裏込め」はない。それに対して、銀山城の石垣はある程度裏込めが認められ、比較的大きな石材を用いている。築かれた場所も、大手道が城壁に取り付いたところで、往時は城を訪ねた者に威圧感を与えた筈である。

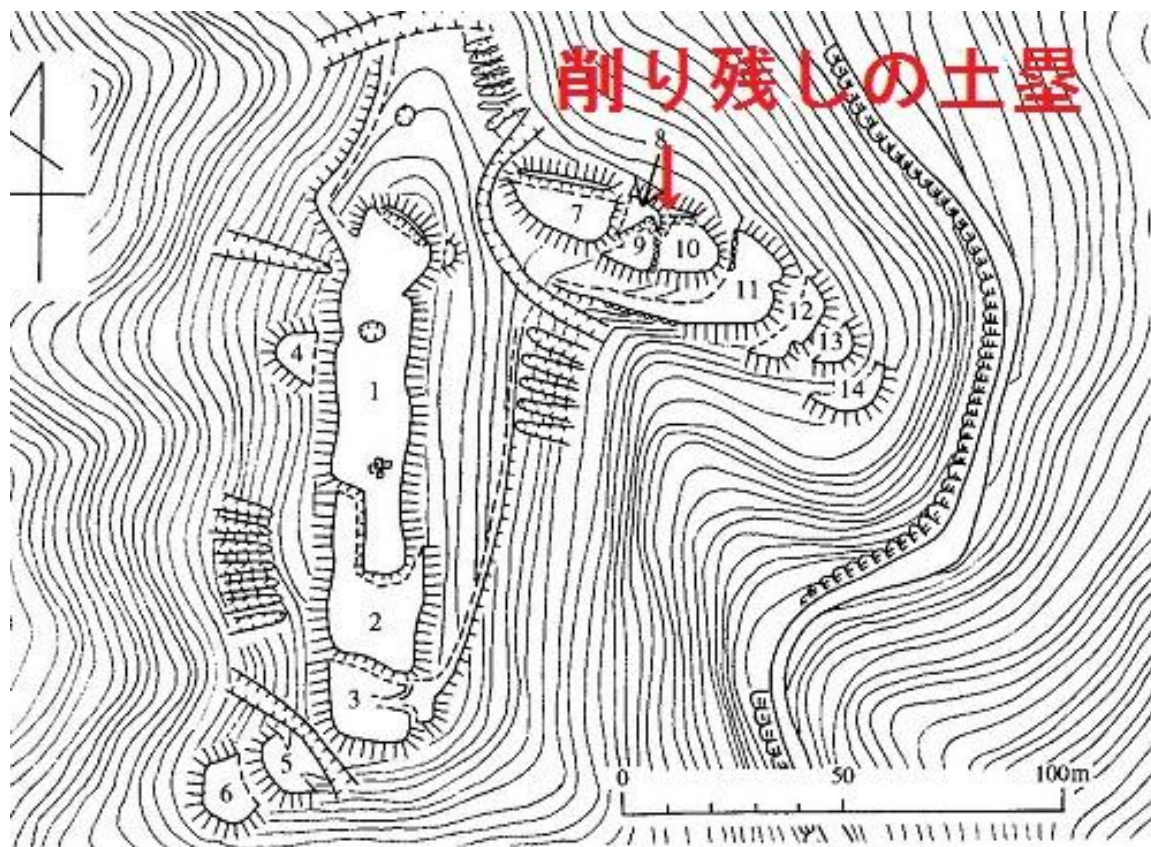
こうした石垣は、戦国末期の天正年間に入らなければ築かれない。銀山城がこの時代になっても修築を繰り返したことを物語っている。

また、大手道が主曲輪群南端に取り付いたところに見られる「外枡形」の遺構もこの城が戦国末期になっても使用されていたことを示している。外枡形は、虎口の外側に四角い空間を設け、虎口と直角にもう一つの城門を設けたものである。銀山城の場合、三の曲輪の東の面に虎口が開き、その外が一段低く枡形が設けられ、その北面に東の曲輪群南面を通ってきた大手道が取り付いている。立派な枡形と言える。

こうした枡形は近世城郭では普通に見られるものだが、中世の城跡では見られない。織田、豊臣の城郭（いわゆる織豊城郭）で急速に発達したものだ。これも銀山城が相当後まで使用されていたことの証拠である。

【銀山城縄張り図】

(田口会長「備後山城風土記」・中世山城の「縄張り」(6))



4 他探訪地(田口会長「備後散策」より)

①如意山田辺寺

養老五年(七二二)創建と伝える「和光寺」の旧跡で、永禄五年(一五六二)、津之郷串山城主田辺越前守光吉によって再興され「田辺寺」と改称、真言宗の寺院として今日に至る。『沼隈郡誌』によれば、軻を逃れた足利義昭は、御台所、数名の家来と共にこの地に移り、当寺を宿所にしたという。また、天正一五年(一五八七)三月十二日、義昭は、この地で九州下向途中の豊臣秀吉と歴史的な対面を遂げるが、同書によれば、その対面場所こそこの田辺寺であったという。

一備後赤坂迄

八里

但此所へ公方様御出にて、御太刀折帋にて御禮を被仰候、御酒上に互に銘作の御腰物被為参候、則公方様御座所も赤坂之近所也

(九州御動座記)

なお、義昭はこの会見の後、許されて帰京。秀吉より一万石を与えられ、慶長二年(一五九七)八月二十八日、大阪でその波乱に富んだ生涯を終えた。享年六十才、霊陽院殿准后昌山大禅定門。

②大鏡山三寶寺(曹洞宗)

弘安四年(一二八一)、臨済宗の寺院として創建されたが、のち洪水によって堂宇が崩壊し衰退、大永二年(一五二二)十一月、銀山城主杉原匡信によって曹洞宗の寺院として再興され今日に至る。戦国時代には杉原氏の菩提寺として栄え、境内には杉原氏のものと推定される石塔が残る。また、文禄元年(一五九二)、朝鮮出兵のため、九州に下向した豊臣秀吉が、四月九日、この寺に宿泊したことが記録(豊臣秀吉九州下向記)に見える。

③太閤屋敷

三寶寺門前西側の一角で、現在は宅地となっている。伝承によれば、豊臣秀吉が朝鮮出兵のため九州に下向した時、この地に旅館を設け、宿泊した跡という。今日でも、民家の庭先には秀吉を祭神とする「豊国大明神」が祀られ在りし日を偲ばせている。なお、この神社は、江戸時代には徳川氏を憚って「荒神」として祀られていたという。

④一里塚

古代の山陽道、岡山県の井原から神辺平野の北側山際を通って府中に通じていたが、室町時代には神辺から南に折れ、郷分、山手を通る、今日のようなコースとなった。江戸時代になると、この道は「西国街道」として宿駅・一里塚が整備され西国大名の参勤交替などに利用された。福山地方では神辺・今津に宿駅が置かれ、一里塚も七カ所設置されたが、今日残っているのはここだけである。

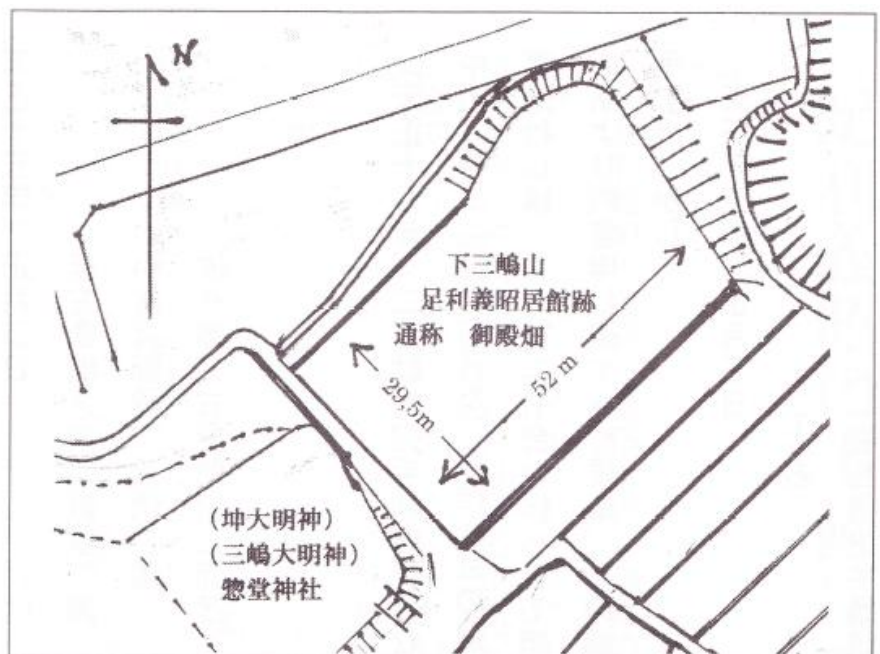
5 足利義昭と津之郷

一、赤坂宿所田邊寺と惣堂神社に秀吉と義昭関連記録

(『山城志 第19集』小林定一氏「足利義昭の上國について」

より抜粋)

江戸時代に書かれた足利義昭に関する伝承は、義昭が上阪して五十二年後に編纂された、寛永十六年三月(一六三九)の『水野記』に伝えられていた。同書に依ると津之郷村の条に、「真言宗 如意山観音院田邊寺、本尊阿弥陀如来・本堂観音堂、同年(天正十三年)十二月十三日、義昭將軍出奔して京都を發し備後に到り備後津之郷村に移るの時、翌十四年寺領八貫五百を寄せ、其の後豊臣秀吉此の地を領すること二年也」と、正確性と内容の誇張に問題があるが、義昭の領主伝



足利義昭御殿図 福山市津之郷町下三島山

承を曲りなりにも伝えていた。

次いで安永元年の頃(一七七二)に書かれた『備陽六郡史』の津之郷村の条に、「真言宗 如意山阿弥陀院田邊寺、秀吉公朝鮮征伐の為に九州御下向の時、義昭公當寺にて御対顔有り、御餞として太刀を進じられしなり。」、年代が九州征伐から朝鮮の役に相違していたが、秀吉と義昭の会談と太刀の餞などの大筋で肯定できる内容を伝えていた。『水野記』と『備陽六郡史』は信頼性が高いことから、田邊寺を赤坂の会談場所と特定しても問題はなさそうである。



神社の記録を参考にと、『水野記』の津之郷村の条に、「坤大明神 天正十四年義昭將軍拾二貫を以つて社領となす、其の後秀吉此の地を領す、又毛利家悉く之を没収す」と坤大明神にも秀吉と義昭の伝承を伝えていた。その後坤大明神は神社名を変更したらしく、『備陽六郡史』は「三嶋（そうどう）大明神と云う山に有り、將軍義昭を祀れり。神躰は則ち義昭黒装束、立烏帽子並びに御臺所の像なり、元文の頃（一七四〇）迄上三嶋とて、西の方の山上に御臺所の社有りけるか、祭りも同日なるゆえ一社に勧進しけるなり」と、義昭が祀っていた祭神の坤大明神が地元の住民によつて義昭に変更されていた。

現在津之郷町には三嶋大明神の後身と推定できる、義昭を祭神とした同じ読みの惣堂神社がある。前記二書の内容を関連付けて総合的に判断すると、江戸時代初期の坤大明神が江戸時代中期以前に三嶋大明神と変更され、更に三嶋大明神から現代の惣堂神社に、神社名が二度も変更されていたことが判明した。

津之郷町には義昭の居館跡との伝承地がある。其の場所は津之郷小学校裏の西北後方約百五十m先の小山に立地する。下三嶋山（高さ約三十m程度）の頂上にある通称御殿畑「三十m×五十四m」と呼称される小丘陵である。御殿畑の裏側は「うまや」の地名を伝えているが、宅地造成で地形が変形し往時を偲ぶ事が出来ない。

御殿の縄張りには山陽道からみられることを意識して、山陽道とはほぼ平行の辰巳向きの横長に造成され、山陽道との距離は約四百二十mである。御殿畑前方の傾斜地には、家臣の屋敷跡が細長の階段状に造成され、北東と南西は急傾斜地となり防御機能を兼ね備えた地形となっている。

御殿の西南に小さな堀切があり、堀切を越えた地に惣堂神社に祀られている。御殿畑の中央に立つて惣堂神社を見ると南西の方角即ち坤（未申）の地に神は祀られており、御殿畑の未申の方角に祀られていた神であることから、坤大明神と神名が付けられたものと判明した。

現在田邊寺は津之郷町坂部に存在する寺院である。しかし、会談場所が田邊寺であつたとすると、桃山時代の赤坂は現在と異なり田邊寺一帯にまで赤坂と呼称されていたことになる。前記の文言に「則ち公方様御座所も赤坂の近所也」との記載でも明らかのように、御座所即ち御殿畑と田邊寺は現在も近隣に立地しており、御殿から田邊寺迄の距離は南方約三百五十m先にある。以上の記録から赤坂と津之郷の地名は近世初頭に至つて変更されたらしく、村境が変わった要因は慶長六年の福嶋検地と考えられ、津之郷と赤坂の境は本谷川辺りであつた可能性がある。（後略）。

【関連史料】

●【史料①】「備後国御料所注文」（細川文書）

鹿苑院殿義満

備後国有御定御料所分事

一所 栗原五ヶ庄

一所 神村庄

一所 海裏庄地頭職

一所 津郷領家職

一所 津郷公文職
一所 石成庄下村
一所 平野地頭領家
一所 坪生領家職半分
明徳四年卯月七日

(花押)

●【史料②】「足利義昭御内書」(「光源院文書」)

伯州光源院領所々事、近年無寺納由候、彼院之儀、先代位牌所候之間、急度可申付候、可為喜悅候、毛利父子かたへも申遣候、猶信恵、藤長可申候也

(元龜元年)

六月朔日

杉原播磨守殿

義昭 (花押)

●【史料③】「足利義昭御内書案」(「室町幕府御内書案」)

就今度織田惡逆相積、不慮城都取退候、入洛儀諸口相催之處、嚴重及請条先高屋城進發候、此刻抽忠節者可悅入候、猶真木島玄蕃頭可申候也、

(天正元年)

八月二日

御判

宮 二通

三吉 一通

杉原 一通

佐和 一通

●【史料④】「足利義昭御内書」(「山内家文書」)

今度當国移座付而、為禮儀言上、神妙、次歸洛之儀可馳走由申遣處、

及請段、被聞食訖、弥忠勤可喜入候、猶輝元可申越候也、
(天正四年)

十月四日 (花押)

山内新左衛門尉とのへ

●【史料⑤】「足利義昭御内書」(「吉川家文書」)

態と染筆候、當所永々逗留之段、餘窮屈候、然者、津郷可然由候条、至彼地移座度候、急度對輝元可加異見事、頼入候、為其差越晴助候、仍鞆十懸遣之、猶昭光可申候也、

(天正十年)

八月十五日

(花押)

吉川駿河守とのへ

●【史料⑥】「槇島昭光副狀」(「三浦家文書」)

對輝元 御座所儀被仰出候条、此節津郷事、御進上候様、尤可為御祝着候、仍被成 御内書候、誠以御面目之至、不可如之候、別而御馳走肝要候、此由相心得可申旨、被仰出候、恐々謹言も

(天正十年)

十月

昭光 (花押)

神田宗四郎殿

●【史料⑦】「槇島昭光書狀」(「三浦家文書」)

御座所之儀、太守江被仰出候處、早速被及御請之段、御感悅此事候、然者急度渡御進上候御馳走可為御祝着候、彼方角御方御存知之儀候条、於向後者諸事被頼 思食候、此旨能々相心得可申之由候、仍御太刀一腰・縮五端御拝領之候、尤珍重存候、恐々謹言、

(天正十二年力)

十一月十八日

二宮太郎右衛門尉殿

昭光 (花押)

後五月廿四日

毛利右馬頭とのへ

(花押)

●【史料⑧】「足利義昭御内書」(「毛利家文書」)

歸洛之儀馳走、尤神妙候、仍桐紋事、惣領一人遣之、彌可抽戦功段肝要、猶昭光可申候也、

(天正十五年)

十一月廿四日

(花押)

毛利右馬頭とのへ

●【史料⑧】「九州御動座記」

天正十五年三月

十一日

一 備中なか山迄

○備前岡山より八里

十二日

一 備後赤坂迄

八里

但此所へ、公方様御出候て、御太刀折紙ふて、

禮を被仰候、御酒上ニ互ニ銘作の御腰物

被為参候剋、公方様御座所も赤坂之近所也、

備後のとももの浦へ三里在之

●【史料⑨】「足利義昭御内書」(「毛利家文書」)

在国中種々馳走、祝着通、早々可申越處、兎角打過候、誠忠功之段更無忘却、彌諸事頼入候、仍太刀一腰、馬一疋、并帷甘遣之、委細申含昭賢行長候也、

(天正十六年)



図 1 高洲長左衛門盛英書出し系

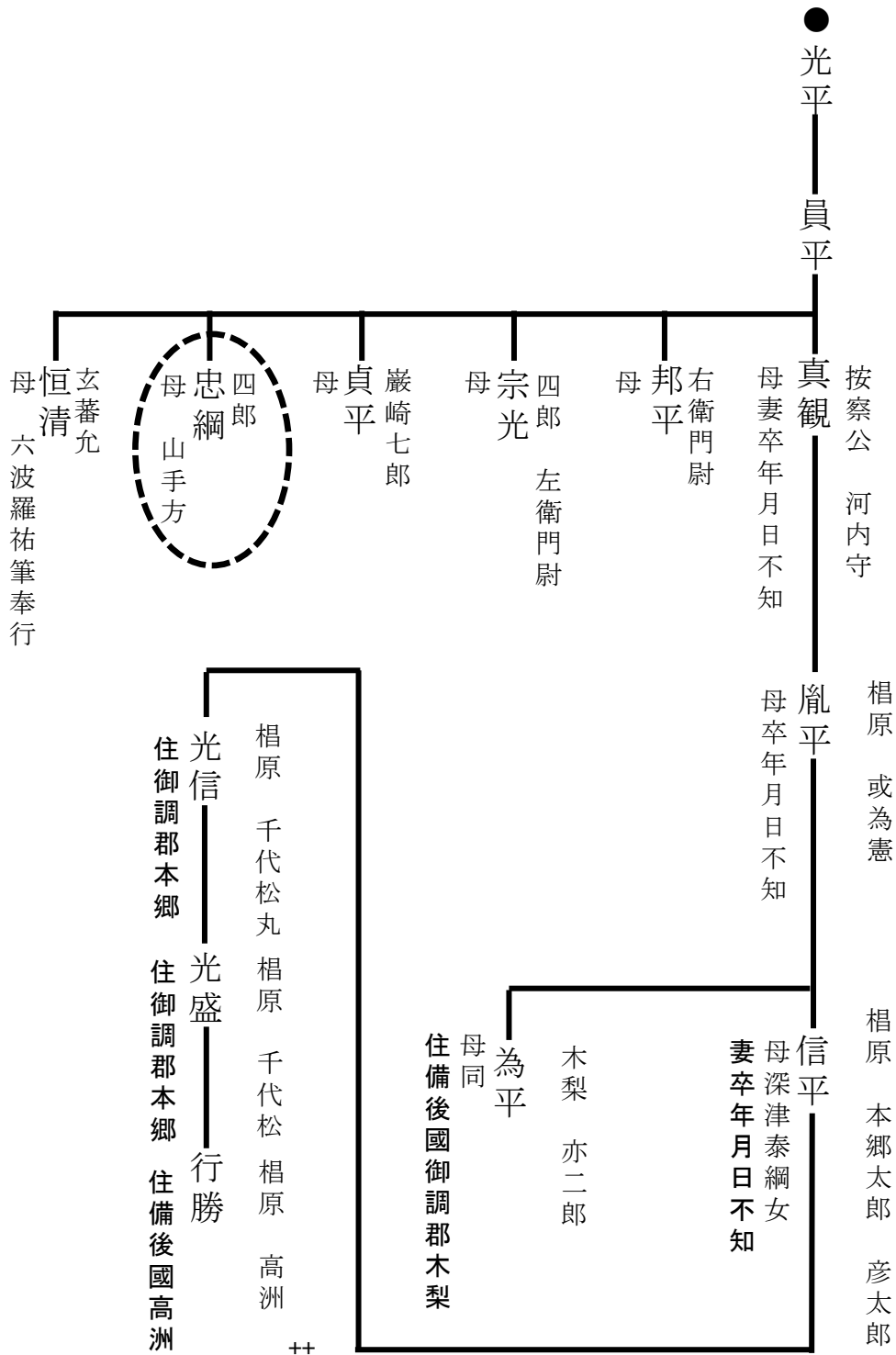
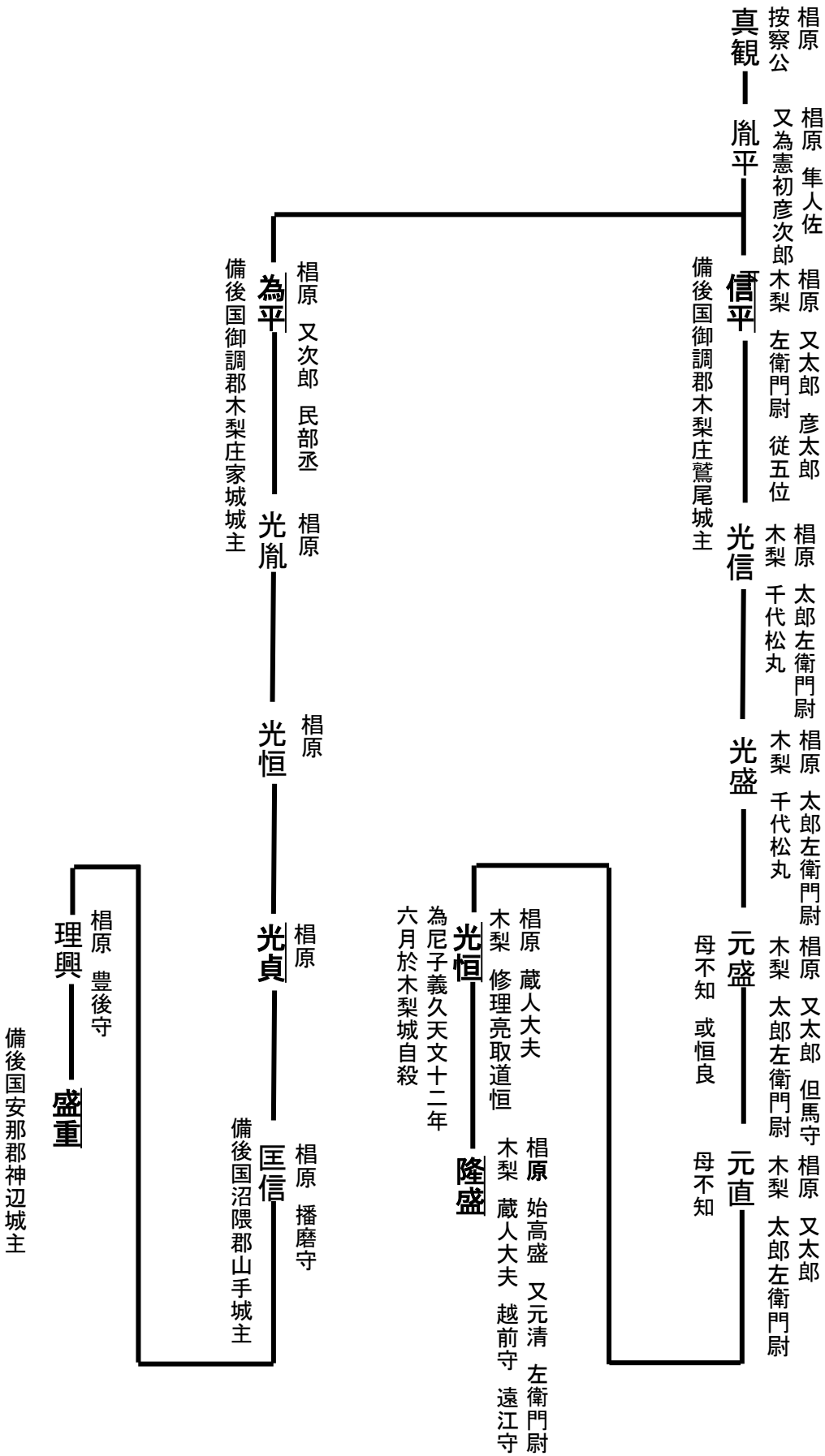


图
2



【二月度徒歩例会探訪地付近図】

※太い黒四角の枠囲みの史跡が、今回の探訪地です。





備陽史探訪の会

【事務局】

〒720-0824 広島県福山市多治米町5-19-8

TEL 084-953-6157

E-mail info@bingo-history.net

公式サイト

<http://bingo-history.net>